

Title	印紙税に就きて
Author(s)	神戸, 正雄
Citation	経済論叢 (1934), 38(2): 473-487
Issue Date	1934-02-01
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/130419">https://doi.org/10.14989/130419</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷(十三第)

行發日一月二年九和昭

## 論叢

印紙税に就きて……………

法學博士神戸正雄

購買力……………

經濟學博士小島昌太郎

チャーマーズの恐慌理論……………

經濟學博士谷口吉彦

## 時論

農村經濟更生運動の目標……………

經濟學士八木芳之助

## 研究

會計學に於ける取引の概念と形態……………

經濟學士蜷川虎三

米國新産業政策の一斷面……………

經濟學士大塚一朗

資本蓄積率變化論補遺……………

經濟學士柴田敬

## 說苑

グットウイルに關する一研究……………

經濟學士熊本吉郎

本邦製紙業に於ける混合企業と單純企業……………

經濟學士田杉競

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 經濟論叢

第三十八卷 第二號

(通卷第貳百貳拾四號)

昭和九年二月發行

論

叢

## 印紙税に就きて

神 戸 正 雄

緒 言

印紙税は一の交通税であり、むしろ其の代表的なるものである。随ふては税體系中に於ては、到底、基本税たるの資格はなく、ただ附帶的、二次的なるもの、即ち基本税を補完し、補充するものに外ならない。随ふては又、其自身、多少不完全であり、多少初めからして公正理想に反するやうなものであつても、忍び得るものとも、いへるのではあるが、併し、其は決して希望すべきことではなく、假令、其が附帶税だとしても、苟くも一の税として存立する限り、公正の原則に反するやうなことがあつては、其は全き税制を破壊することにもなり、此の如きは極力、之を

避けなければならぬ。然るに、實際、我國現行の印紙税を見るときは、其に重大なる公正上の缺點を見出すのであり、此の如くにして、果して其の税としての存立價值を認め得るや、疑はしくなり、此に於ける其點からしての本來の趣旨に合致するやうなる改造は、切實なる必要とせられなければならぬ。そして、目下の事情としては凡べての財源から、隨ふて、此税よりしても、何程かの増收を希望するの情勢にある。隨つて、此印紙税について、もつと之を公平課税に適應せしめつつ、其から一層の收入を擧ぐるの方法なきやが、問題となるのである。私は茲に、斯かる時需に動かされて、我現行印紙税を吟味し、其長短を明かにし、其弱點匡正の方法を講じやうと思ふ。

### 第一段 現行印紙税の長短

本問題を展開するについては、先づ以て、我國現行、印紙税の長短を検討しやう。

(一) 其長所——我現行印紙税には後にいふやうに重大なる缺點が有るけれども、長所も全くないのではない。即ち、

(A) 課税技術上——からいふと、此税の場合には其が政府の手を借らずして、自らに徴收せられるのであり、自己徴收税ともいふて、一定の機會に稅務署の手を煩はさずして、義務者自身の手にて納税を終るものである。法律が之につき、一定の課税物件、課税標準、稅率、納税義務者を

- 1) Armitage Smith, Principles and methods of taxation, p. 94.
- 2) Mirre, Die Verkehrssteuern. (Hdb. d. Fw. II) S. 286.
- 3) Moll, Lehrbuch. S. 660.
- 4) Mirre, a. a. O. S. 286. Terhalle, Fw. S. 364. Bräuer, Verkehrssteuern. (Hwb. d. Stw. 4. Aufl. VIII.) S. 584. 拙、租稅研究、八卷 166.
- 5) Terhalle, ebenda.

指定して置けば、義務者が其に従つて、さつさと義務を果すので、政府としては別に其納税手續に與からず、單に印紙の賣却の勞のみ取り、其も箇々の賣却は賣捌人に任かし、稅務署は一々の納税に際して賦課、調査、督促などを行ふことなく、單に事後に於ける監督取締を行ふのみで足り、其を行ふとしても、之が課稅物件が外部からして容易に摺み得るものであるから、其仕事も、そんなに六つかしいといふほどでなく、全體上、之が納税手續は至極、簡單なるものである。特に我邦印紙稅の如く從價比例稅でなく、定額又は階級稅となるに於て、一層然りとする。かくて此が納税に對する人民の抵抗も弱く、之が逋脫が全くないといふことは出來ぬにせよ、かかる逋脫はそんなに多くは起ることなくして濟み得る。

(B) 財政收入上からいふと、此稅の收額が、我邦にて大して大なるものとはいへないけれども、兎も角も、右いふ如くにして、極めて簡單なる手續により、隨ふて之が徵稅費は少くして、能く、或度の收入を擧げることが出來、或は方法次第にては、もつと大なる收入をも擧げ得らるるものであり、此が收入の連續性も殆んど確かであり、特に經濟社會の進歩發展に伴ふては、必然に、自然增收を期待し得る所でもある。

(C) 公平課稅上——には、此稅の物件たる交通事實には大むね、多少は、當事者にとり少くとも主觀的なる或利益を伴ふこと、<sup>11)</sup> 此稅が直接基本稅の漏らす所の又は其から逃れる所の給付能力を幾分なりとも捕捉するの機會を與ふること、<sup>12)</sup> 此稅が比較的有產者の負擔となりて、弱き無產者の

6) Mirre, a. a. O. S. 286.

7) Moll, a. a. O. S. 660. Mirre, a. a. O. S. 236—287.

8) Terhalle, a. a. O. S. 364.

9) Allix, Traité élémentaire. 6 éd. p. 778. Nitti, Principes, (traduits par Freund) II. p. 150—152.

10) Terhalle, a. a. O. S. 364. 租稅研究、八卷165.

負擔となるの少き傾あること、一部、不勞利得の機會に於ける課税となり得ること、消費税といふ無産者税の過重なるに對する多少の緩和劑となり得ることなどの長所が此に見出し得らるる。<sup>14)</sup>但し其等は此税にてそんなに有力には現はれて居らぬのではある。<sup>15)</sup>随つて之を誇大にいふのは差控へなくてはならない。

(D) 社會政策上——には、我現行法にて實際、少くとも或種の證券に關して、十圓(手形、受取書等につき)、一圓(物品切手)などといふ免稅點を設けて居るだけにては、並に慈善又は公共事業への寄附につき提出する證書等の免稅をも規定するだけにては、此が或度まで考慮されて居るのであり、そして前に公平課税上から擧げられたる事項は同時に此社會政策にも合致するのである。

(E) 經濟上——此税は前にもいふやうにして納税手續、極めて簡單であり、特に我國現行法の如く、各課税物件に對して一々從價にて累進乃至比例の計算を爲すことなくして、單純に、定額又は階級税を負はしむるに於て、一層にも然りであり、其から負ふべき稅額は大體、極めて輕微<sup>16)</sup>であり、負擔は目立つたものでもなく、<sup>17)</sup>又、能く容易に擔はるることを得て、<sup>18)</sup>之が交通に左したる支障を生ぜしめず、<sup>19)</sup>之が經濟上の打撃、損害は殆んどいふに足らざるものたり得る。即ち官民に格別の勞費をかけずして、能く或度の收入を擧げ且つ自然增收の結果をも收めしめるのが此税なのである。

11) Mirre, a. a. O. S. 280. Moll, a. a. O. S. 661.

12) Mirre, a. a. O. S. 290. Nitti, l. c. p. 153. Marco, Fw. S. 273. Kessler, Ueber das Wesen der Verkehrsbesteuerung. S. 107.

13) Moll, a. a. O. S. 660.

14) 租稅研究、八卷169.

15) 租稅研究、八卷169—170.

(二) 其短所——此印紙税には以上いふやうな長所はあるけれども、其反面に次のやうな短所を有つ。

(A) 財政收入上——には

(い) 其收入があまり大でないこと——を第一の缺點とする。此印紙税收入が幾許に上ぼるかを精密に指摘することは困難であるが、試みに昭和八年度の印紙收入を擧ぐると、總額は六千七百萬圓であつて、而かも其七割方のものだけが、印紙税を含みて登録税、狩獵免許税、骨牌税、等すべて印紙貼付によりて徴收する税の凡べてのものに歸するといふから、印紙税のみの收入は決してそんなに多くはあり得ぬと推測せられる。我が現行印紙税率の低きこと、其の定額乃至階級税たることからしても、さもあるべしと想像せられる。

(ろ) 收入の屈伸性を缺くこと、——を次の缺點とする。即ち此税は、經濟界の不況に際しては、自ら減收を來たすの可能性が大であり、別言すれば之が收入にはむしろ確實性を缺くのであり、そして財政需要の増減に應じて、税率を増減して收入を増減することも決して意の儘にならぬといふこともある。收入を増さうとして税率を引上ぐるときに却つて減收に終り、收入を減さうとして税率を引下ぐるときに却つて増收に歸するといふことにもなり得る。尤も此のことは我國現行の此税にのみ特特のことではなく、廣く此種類の税には共通の弱點であつて、此種のものを探る以上は、如何に改造しても避けられないことではあるけれども。

(B) 公平課税上——前者よりも一層重大なる此税の缺點はむしろ公平課税上の其であり、其は實

16) Hobson, Taxation in the new state. p. 125.

17) Mirre, a. a. O. S. 282. Terhalle, a. a. O. S. 364. Armitage Smith, l. c. p. 96. Silverman, Taxation. p. 256.

18) Moll, a. a. O. S. 662.

19) Terhalle, a. a. O. S. 366.

20) 大藏省、非常時財政の内容、19

に多様な面を有つ。

(い)課税物件に屬する缺點——我現行の印紙税にては、財産權の創設、移轉、變更、若くは消滅を證明すべき證書、帳簿、及、財産權に關する追認、若くは承認を證明すべき證書の作成に課すとして居るのだが、そしてかかる證書類は概して當事者に於ける給付能力を表示するものとして得るのであるけれども、併し實際、必ずしも然りといへないことがあり得る。即ち(1)先づ、根本的には、此税が人税でなく、物税たるが爲めに、人の全き眞の給付能力を擱ます、其人的の全き能力に對しては公平なる課税たり得ぬといふの缺點がある。<sup>21)</sup>齊しく物税として、人的能力を擱み得ぬとしても、せめて税源(所得)に近きものでも課税物件とすれば、まだ比較的公平に近づきもするけれども、此税源に遠きものを物件とする爲めにも不公平とならざるを得ぬといふことがある。即ち収益税だと齊しく物税だといふても、税源に近いものを課税物件として居る。例之、營業を課するとしても、収益税にては其に於ける利益、純益、結局、營業的所得を課するやうに努めるのであるが、其の収益税としての技術上に許さるるだけの工夫をして、此の如き或所得を擱まうとするのであるが、印紙税にては精々、其賣價、即ち總収益又は總所得の一部たるべきもののみを擱む。<sup>25)</sup>我現行法にては其さへも擱まないで、單に賣買の事實のみを擱むのだからして、其内容が果して利益となりたるか損失を伴ひたるかを問はぬので、一層にも不公平とならなければならぬ。二の取引に對して單に外形的に同であれば同等の課税をすることになるが、併し實

21) Terhalle, a. a. O. S. 366.

22) 租税研究、八卷 165—166.

23) Terhalle, a. a. O. S. 366. 租税研究八卷、175.

24) 租税研究、八卷、178.

25) Marco, a. a. O. S. 271.



際、一方の當事者は自分の餘裕ある金にて買ふて居るのに、他方のは、借金して無理に買ったといふので、能力には大に差等があるといふことが珍しくない。<sup>26)</sup> (2) かくて此印紙税にありては、利益なくして損失の伴ふた場合に課税せらるることあるの不公平があり、いな、もつと廣くいへば此には全く給付能力なしと認めらるる場合にも課税せらるることがあるのである。<sup>28)</sup> 當事者二人ありとすれば、其の何れかに能力ありと見られさうなものだが、場合によりては其の双方に、能力の發生なく、むしろ能力の減少を生じたといふことがあるのである。例之、賣手は金に困つて賣り、買手も唯だ義理にからまれて、借金して買ったといふ場合の如きである。<sup>29)</sup> (3) 加之、此税の課税物件たる交通事實の性質上、轉嫁を伴ひ易く、双務交通にて二人の當事者が關與するとして、其負擔が何れかといへば二人者中、勢力の劣れる者の方に歸着する傾があり、<sup>30)</sup> 少くとも此にて、利益を得た方の當事者が擔ふことの不確といふことがある。<sup>31)</sup> 其からいふても此税に不公平可能性がある。(4) それから法律は、物件の種類の異なるに隨ひて多少差等を附して居るが、其れ自身、其各種物件相互間の能力の差等に良く合致するやも疑はしく、<sup>32)</sup> 此點からの不公平も免れない。特に同一性質の物件でありながら、文書によりて表せば、此税が課せられ、文書を用るなければ、之を課せられないといふ根本的の不公平もある。<sup>33)</sup> (5) かくて客觀的に全體上、同一能力ありとも認むべき二人者について、一定期間内に、一方は頻繁に、此税の課税物件となれる證書を作成して多額に形式上のみならず實際上にも此税を負ひ、他方は、之が作成に關與すること少くして之を

26) Hobson, l. c. p. 125.

27) Brauer, a. a. O. S. 586.

28) Kessler, a. a. O. S. 120. Terhalle, a. a. O. S. 362. Hobson, l. c. p. 126. 租税研究、八卷169.

29) 租税研究、八卷177.

30) Kessler, a. a. O. S. 125. 租税研究、八卷176.

少しか負はず、又は少くとも實質的に全く之を負はずといふの不公平が生じ得る。(6)物の方からいふても同一價值ある物について、同一期間内に行はるる交通の回数<sup>31)</sup>の多少によりて能力に大小ありとは限らず、其の交通の少き場合に、其の多き場合よりも一層に能力大なりといふことあるにも拘らず、單に交通の度数に應じて課せらるるの不公平も生ずるのである。

(ろ)課税標準及税率に關するもの——以前の印紙税では、原則上、從價比例を課し、むしろ例外的に一定の指定されたる證書帳簿に、定額率又は階級率を課したのであつたが、昭和二年の根本改正によりて、從價比例を廢止し、全く定額率と階級率とのみを採用することにしたので、取扱は極めて簡單化したのではあるが、併し公平課税の見地からしては全く不都合なるものとなり終つた。階級税的のものとても、實行の便宜の爲めに、階級がそんなに多くにはなり得ず、粗雑なる段階が定められて、公平には合致し悪くなるのであるが、其方は兎も角、段階があり、金高の大きなものと小さいものとの間に、或差等があつて、粗雑ながらも、差等課税が行はれて居るとも見られるけれども、定額税に至りては、例之、手形にせよ、受取書にせよ、其作成によりて、當事者に給付能力が発生し又は其際、給付能力が存在して居つたことを示すものと前提して、さて、其金高が十圓であつても、百萬圓であつても、齊しく三錢といふのでは、何としても不公平至極だとしなければならぬ。十圓に對する三錢は、つまり、一千分三の負擔であるのに、百萬圓に對する三錢は一億分三の負擔に過ぎない。給付能力は本來からいふと、金額に比例的なるよりもむ

31) Moll, a. a. O. S. 662.

32) 租稅研究、八卷181.

33) 租稅研究、八卷181.

34) 租稅研究、八卷180.

しる累進的に進むものとすべきであつて、其からいふと、十圓に對する一千分三を至當とし、之を基準とすれば、百萬圓に對しては百分三とでもした方が當を得た、或は釣合を得た負擔としなければならぬ。然るに定額税を課せらるるときに、甚しき逆進的の負擔となり、大價格の方が小價格よりも遙かに一層軽い負擔を爲すやうになる。あまりにも不公平となるのである。<sup>35)</sup> 租税に要望すべき公平の理想に反對すること此の如くに大なるものは到底、見逃がすことを得ない。

(C) 社會政策上——には、前記、公平課税上の缺點、即ち貧者が却つて富者よりも割合に重き負擔を負ふ可能性あることが、同時に此にも缺點となるのである。貧者に對し不利にまで反對累進税となること、能力存在の疑はしき困窮者課税となる恐あること、双務交通にてむしろ弱者劣者を壓迫する可能性あること等々、すべて反社會的なるものである。ただ其の價格金高大なるものと小なるものとの間に於ける負擔が定額税の爲めに、反對累進となつて、能力乏しき貧者を割合に過大に負擔せしめるの可能性<sup>36)</sup>あることについては、少くとも其の一部のものについては免稅點の附せられて居ること、並に其にも拘らず尙ほ貧乏人の負擔となることあるだけにては、其弱き者の負擔が大したものではないといふこと（比較的には重いけれども、税の絶對額としては輕微なること）にて其弊害が緩められ、又は忍び得られるものとなつて居る。

(D) 經濟上——には、此税が經濟交通を<sup>37)</sup>抑壓し、隨ふては之によりて、物を一層良く利用するの機會をも失はしめることになり、<sup>38)</sup>幾分なりとも物價騰貴を助けて物の需要を減少し、勞働機會を

35) 租税研究. 八卷181—183.

36) Mirre a. a. O. S. 282.

37) Mirre, a. a. O. S. 283. Moll, a. a. O. S. 660. Hobson, l. c. p. 125. Armitage-Smith, l. c. p. 96. Nitti, l. c. p. 154. Silverman, l. c. p. 256.

38) Silverman, l. c. p. 257.

も減少し、反面からいふと、生産を抑<sup>39)</sup>壓し、富の増進を妨<sup>40)</sup>げ、時としては財産元本を侵すことともなり得る。そして此等の弊害は、<sup>41)</sup>經濟界好況のときには、左迄の打撃とならぬけれども、不況の時には、輕小なる此税といへども、相當に打撃となるものなのである。<sup>42)</sup>それから此打撃が反面には社會政策上にも、不利なる影響を齎らすことをも見逃してはならない。尤も此等の弊害は現行法程度の税にては、あまり著しく大なるものではない。

(E)道義上——此税には多少逋脱の危険を伴ふ。其爲めに社會道義を不良に導くともいへる。<sup>43)</sup>逋脱の方法として擧ぐべきものは、義務ある證書に於ける印紙の不貼用、規定よりも不足したる印紙の貼用、既用済印紙の再使用、模造印紙の使用などである。<sup>44)</sup>尤も此弊害も亦、現行法の如き定額税、階級税にては、むしろ、あまり多くは起らず、大した非難となるほどのものではない。

## 第二段 印紙税の改正

前段にいふ如く、現行印紙税には、重大なる長所もあれども、また重大なる短所もあつて、其短所のあるだけにては何とか改良したしといはなければならぬ。尤も改良したいといふても、本税の本質に固着して、之を廢止しない以上は、其弊害の如何とも出來ないものもある。併し又、此税を存続しつつ、改良し得るの餘地もあつて、其點をば此に明にして見やうと思ふ。

(一)改造案——記載金高なきもの又は關係金高の推算し難きものを除き、其以外の證券、帳簿には、

39) Marco, a. a. O. S. 273. Armitage Smith, l. c. p. 95--96. Silverman, l. c. p. 256.  
 40) Nitti, l. c. p. 155.  
 41) 租税研究八卷、171—172.  
 42) Mirre, a. a. O. S. 289. Terhalle, a. a. O. S. 365--366.  
 43) 租税研究八卷、183.

原則として従價比例率を課することとし、之を手形や運送證券や受取書などの如く、頻繁に交通に現はるるものにも及ぼすとするのが勸むべきである。但し、其率の高さは、勿論、證書の種類に従ひて差等を設け、千分の幾つ、又は萬分の幾つとするのが穩當であり、一錢以下の端數はすべて一錢に切上げるとすべきである。

## (二) 其長短——

右の改造案にも長所のみは備はらず、短所も必然に伴ふ。之を左に一通り説明して置くであらう。

### (A) 其長所

(い) 公平課税上——には、此改正法は現行法に比して確かに一層公平となり得る。關係する價値の大小に應じて相當、均衡ある負擔が分配され得る。例之、受取書に對して従價千分一を課するとして、十圓には一錢、百圓には十錢、千圓には一圓、萬圓には十圓、十萬圓に百圓、百萬圓に千圓となり、此にて實際、其の示す標準に對して凡べて均等の負擔となる。累進としたほどの公平は得られずとも、せめて、比例的にでも價値の大小に釣合が得られて、忍び得るだけの公平は期し得る。近頃、諸多の國に賣上税、奢侈賣上税が行はれて、此に印紙課税を伴ふ場合もある<sup>45)</sup>が、其にても常に、物件の種類によりて差等を附しつつ、従價比例率を用ゐるのは、公平課税上には當然のことであり。我國の印紙税を従價に改めるのは、臆がて受取書の重なるものに關する

44) Tranter, Evasion in taxation. p. 101.

45) 拙、非常時の財源問題、181.

限り、同一趣旨を達せんとするものである。

(ろ) 社會政策上——には、從來のやうに弱き貧困なる小價值の關係者が大價值關係者、即ち大體、富める者なみの負擔をせずして濟み、從來の如き壓迫から解放せられる。恐らく彼等は一層負擔が輕易となり、彼等、貧弱者の經濟及生活は一層樂になり得るであらう。

(は) 財政收入上——にも、假りに從來定額税たりしものが從價比例となつて、其の比例率を、舊來に於ける最低金額(免稅點)の課稅物件に對して定額税が有つ歩合とするときには、最低金額關係者の稅負擔は前と同であり、堪へられるものであつて、而かも、其處から得らるる稅收額は國庫にとりては前と同であり、其より以上の大金額關係者として、從來よりも負擔は増すけれども、前記のものとの均衡上は堪へられぬほどのものではなく、そして國庫にとりては其からして得られる稅收額が、従前よりも其標準金額の多くなるだけ、一層多大となり得る。此際、大額關係者にて多少、従前と比較しての負擔の増加につきて苦情をいひ、自ら其處に一層の通脫を計るものを増すといふことはあらうが、さりとて其も漫りには起ることはあるまじく、隨つて之を考慮に入れても、稅收額は國庫にとりて従前よりも一層多くなるであらう。即ち例之、手形の一件毎三錢を其從價千分三に改めたとせば、十圓には三錢たること前と同だけれども、百圓には三十錢、千圓には三圓、等々となつて、一層の多收を來たすこと疑を容れない。恐らく此千分三を千分一としたとしても、全體上、從來よりも一層の多收とならう。千分一とすれば、三十圓

未滿の小金額者にとりては、從來よりも負擔を輕減しつつ、而かも三十圓以上の多くのものに關するだけにて一層の多收が得られやう。

(に)課税技術上——には、納税の手續を一切、義務者に任かせ、政府としては簡單に之が監督取締に當るに止まるといふ長所は、勿論、此改正下にも存續する。

(B) 其短所

(い)經濟上——此改正の最大の缺點は何といふても、此が經濟交通に携はるものにとりて、從來の定額税及階級税に比して多少、煩勞を大ならしめ、特に或度以上の大金額關係者の負擔を増加することにもなり、其爲め、經濟交通を抑壓し、生産を阻止し、富の増進を妨害するの弊を一層大ならしむといふ事である。けれども此等も近來の歐諸國に行はるる賣上税(取引税)などの例を見れば忍び得るものとして良い。或度以上の大金額交通の負擔増加に至りては、舊來の制度下に、小額交通が過當に重き負擔を堪へ來つたのに比して、むしろ堪へられぬほどのものとはいひ得ぬのである。

(ろ)稅務行政上——此改正法下にも、稅務行政としては、單に監督取締に當るのみにて足り、一切の納税事務は義務者自ら行ふ所であるが、併し其の政府の監督取締が、定額税階級税の場合に比しては一層多くならない譯に往かぬといふことがある。此場合に、定額税や階級税に比して、義務者、勿論或度以上の大金額關係者に於て、遁脱の誘惑が一層多く、随つて政府當局者と

しては、其が稅收入の精確を期する爲めに、一層の注意努力を拂はなければならぬといふことになる。

(は) 財政收入上——此從價比例採用といふことの爲めに、場合によりては、逋脱を多からしめて、從來よりも却つて減收となることもあり得る。或は強ゐて逋脱せずとも、經濟上の生産取引を壓迫するの結果として、課稅物件を幾分か減少する事によりて其の減收を生ずるといふこともあり得る。併し其等はよく／＼の事であつて、殆んど想像するを得ぬ。前記の如く、現在の最低課稅金額に於ける相當率を基準として比例率を作つても、爲めに大した物件の減少乃至は逋脱の増加を見ることはあるまじく、むしろ其よりも稍々低き率を採用して、從來よりも一層の増收を生ぜしめることは左まで六つかしくはなからうと思ふ。

(に) 公平課稅及社會政策上——には此にて累進率を採用したほどの公平並に社會政策上の目的は達せられぬといふことはある。けれども其累進は此種の稅にてとるとしては、あまりにも不向のものであるから、比較の對象とはなり得ないであらう。が併し此にて定額稅や階級稅に比して逋脱の可能性の多いだけ、其處に正當に稅を負ふものと、稅を不當に逃れるものとの間に生ずる不公平が一層多いといふことを免れない。けれども此も從價比例率が全體上、定額稅階級稅に比して一層公平だといふことにて優に補償して餘あるほどであらう。尙又、此にても、双務交通にて弱者の負擔に歸するとか、當事者の双方とも能力乏しきものに課せらるる場合ありとか、所得



なく給付能力の存在の證明し難きものに課することありとか、抑々又、人税でなく物税であり、而かも眞の税源よりも遙かに遠かつた處で課するの缺點ありとか等々、色々の缺點が残るのだが、此等は本税其ものの弱點であつて、之を存續せしめる限りは避けられない缺點として辛棒する外ないものに屬する。

## 結 論

以上要之、現行我國の印紙税には重大なる長所もあるけれども、又重大なる短所もある。之が根本的なる重大缺點を改めるの一案としては、從來の定額及階級税を改めて、從價比例率を擴充するにありと考へる。此方法にても尙ほ、公平上、社會政策上、遺憾の點が残り、特に之が爲めに、稅務行政を多少面倒ならしめ、經濟交通を多少抑壓する不利は確かに認めなければならぬが、併し之によりて公平上、社會政策上、一層改良せらるることが出來、且つ恐らくは、從來に比し一層の多收を期することもが出来る。財源の探求に急なる我國目下の事情下には、一考を要する事柄でなければならぬ。